

焼津市公共工事前金払及び部分払に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事及び建設工事に関する設計、調査、測量の業務委託の前金払及び部分払に係る事項について、焼津市財務規則（昭和40年焼津市規則第13号）、焼津市契約規則（昭和53年焼津市規則第15号）及び焼津市工事執行規則（昭和53年焼津市規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象とする契約)

第2条 前金払の対象とする契約は、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に定めるもののうちで、次の各号に該当するものとする。

- (1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の用に供することを目定とする機械類の製造を除く。以下「建設工事」という。）の請負代金額が300万円以上のもの
- (2) 土木建築に関する工事の設計、調査及び測量（以下「業務委託」という。）の請負代金額が300万円以上のもの

(前払金の割合及び限度額)

第3条 請負代金額に対する前払金の割合は、次表のとおりとする。

区分	前払金の割合
建設工事	請負代金額の10分の4以内
業務委託	請負代金額の10分の3以内

(前払金の単位)

第4条 前払金の単位は、10万円単位とし10万円未満の端数は切り捨てる。

(部分払金の単位)

第5条 部分払金の単位は、10万円単位とし10万円未満の端数は切り捨てる。

(前払金の変更)

第6条 建設工事執行規則第43条第1項の規定中の請負代金額が著しく変更された場合とは、変更契約前の請負代金額の10分の3を超える増額があった場合とする。

2 前項の規定は、業務委託の場合にも準用する。

(債務負担行為等における契約の特約)

第7条 債務負担行為等に係る契約については、次の各号に定める契約の特約条件を付すものとする。

- (1) 建設工事 別紙1「債務負担行為等に係る契約の特約（建設工事）」
- (2) 業務委託 別紙2「債務負担行為等に係る契約の特約（業務委託）」

2 前項に規定する特約は当該契約図書に袋とじにするものとする。

(債務負担行為等における適用除外)

第8条 次の各号のいずれかに該当する契約については、第7条の規定を適用しないことができる。

- (1) 国又は県の補助を受けて執行する建設工事で、当該補助に係る補助要綱等において前払金の取扱いについて特別の定めがあるもの
- (2) 市単独費で執行する建設工事で、市長が特に必要と認めるもの

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

債務負担行為等に係る契約の特約（建設工事）

（目的）

第 1 条 この特約は、債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約についての前金払及び部分払の方法等について定める。

（債務負担行為等に係る契約の特約）

第 2 条 この契約において、各会計年度における工事請負費の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	残 額

2 各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	残 額

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為等に係る契約の前金払特約）

第 3 条 この契約に係る前払金について、発注者は、契約書記載の金額以内で各会計年度に次の金額以内で支払う。

年度	円
年度	円
年度	残 額

2 この契約において、焼津市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 34 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、約款第 34 条第 1 項を除く第 34 条及び第 35 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における約款第 37 条第 1 項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、請負者は、予算の執行が可能となる時期前に前払金の支払いを請求することができない。

- 3 この契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読み替え後の約款第34条第1項の規定にかかわらず、請負者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 4 前項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとし、約款第35条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特約)

- 第4条 この契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合には、請負者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払金を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、請負者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払金の支払いを請求することはできない。
- 2 この契約において、焼津市工事執行規則第45条第1項ただし書き中「特に必要があると認める場合」とあるのは「債務負担行為等に係る2年以上にわたる場合」と、同規則第45条第8項ただし書き中「市長が特に必要があると認めたとき」とあるのは「債務負担行為等に係る2年以上にわたるもの」と読み替えてこれらの規定を適用する。
 - 3 この契約において、当該年度の前払金の支払いを受けていない場合の部分払金の額については、約款第37条第6項中「前払金額」とあるのは「当該会計年度の前払金額」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、約款第37条第6項及び第7項の規定を準用するものとする。
 - 4 この契約において、当該年度の前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、前項の規定にかかわらず、次式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 \\ & \quad - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ & \quad - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \\ & \quad \times \text{当該会計年度の前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

- 5 この契約書記載の部分払の回数には、各会計年度末における部分払を含まないものとする。

(債務負担行為等に係る契約の解除に伴う措置の特約)

- 第5条 この契約の解除に伴う措置については、約款第46条第3項中「第34条」とあるのは、「第34条（債務負担行為等に係る契約の特約（建設工事）第3条において準用する場合も含む。）」と、第37条とあるのは、「第37条及び債務負担行為等に係る契約の特約（建設工事）第4条」と読み替えて、これらの規定を準用する。

債務負担行為等に係る契約の特約（業務委託）

（目的）

第1条 この特約は、債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約についての前金払及び部分払の方法等について定める。

（債務負担行為等に係る契約の特約）

第2条 この契約において、各会計年度における業務委託料の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	残 額

2 各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	残 額

3 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為等に係る契約の前払金の特約）

第3条 この契約に係る前払金について、委託者は、契約書記載の金額以内で各年度に次の金額以内で支払う。

年度	円
年度	円
年度	残 額

2 この契約において、焼津市業務委託契約約款（以下「約款」という。）第34条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、約款第34条第1項を除く第34条及び第35条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期前に前払金の支払を請求することができない。

3 この契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読み替え後の約款第34条第1項の規定にかか

ならず、受託者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

- 4 前項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとし、約款第 35 条第 3 項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約解除に伴う措置の特約)

- 第 4 条 この契約の解除に伴う措置については、約款第 46 条第 1 項及び第 2 項中「第 34 条」とあるのは、「第 34 条（債務負担行為等に係る契約の特約（業務委託）第 3 条において準用する場合も含む。）」と読み替えて、これらの規定を準用する。